

**「森林セラピー®基地」、「ウォーキングロード（セラピーロード®）」審査基準**

平成22年4月1日制定

**1. 基本的考え方**

- (1) 審査委員会から依頼された専門家チーム（以下、「専門家チーム」という。）が、申請地の生理・心理実験及び自然・社会条件等の評価項目に関する調査を実施し、評価結果を同委員会に報告する。
- (2) 審査委員会は、専門家チームの評価報告に基づき総合的に審査する。
- (3) 審査委員会は、所定の認定基準を満たす場合、ウォーキングロード（セラピーロード®）（以下、「ロード」という。）については、認定コースとして決定し、森林セラピー®基地（以下、「基地」という。）については、森林セラピー・ステアリングコミッティ（以下、「ステアリングコミッティ」という。）に対し認定の推薦を行う。
- (4) ステアリングコミッティは、審査委員会から推薦された基地の認定について審議し、その適否を決定する。

**2. 評価項目・評価方法**

専門家チームが、生理・心理実験及び自然・社会条件等の評価項目の現地調査を行い、以下の評価方法により評価し、審査委員会に報告する。

**(1) 生理・心理実験の評価**

[評価項目]

森林セラピー®基地・ウォーキングロード（セラピーロード®）応募要領の「6. 審査基準」に即した「リラックス度を評価したフィールド生理実験等の結果」を評価対象とする。

[評価方法]

専門家チームの生理・心理実験データを、A評価（「効果が大きい」）、B評価（「効果がある」）、C評価（「効果がない」）の3段階で評価する。

**(2) 自然・社会条件等の評価**

[評価項目]

森林セラピー®基地・ウォーキングロード（セラピーロード®）応募要領の「6. 審査基準」に即して、生理・心理実験を除く次の7項目を評価対象とする。

ア. 自然・社会条件等の評価

- ① 五感に働きかける良好な自然環境
- ② 環境、施設等の整備状況
- ③ 管理主体の有無と管理実態

イ. 滞在施設面等の評価

- ① 当該地へのアクセス等立地条件

- ② 地域住民の受け入れ態勢
- ③ 将来構想、継続性・発展性
- ④ セールスポイント

[評価方法]

各項目について調査結果から、A評価（「水準が高い」）、B評価（「標準的」）、C評価（「水準が低い」）の3段階で評価する。

### 3. 総合的審査

審査委員会は、①専門家チームが行った評価結果の可否を審査し、②その上で評価結果に基づき、以下の通り総合的な審査を実施する。

#### (1) ロードの審査

ア. ロード（一つ星）の審査

[認定基準]

専門家チームの生理・心理実験結果において、効果があると評価されること。

イ. ロード（二つ星）の審査

[認定基準]

上記のア. ロード（一つ星）の認定基準を超える評価がなされ、かつ、自然・社会条件等の評価（五感に働きかける良好な自然環境等）において、A評価が過半数であること。

#### (2) 基地の審査

基地（一つ星）の審査

[認定基準]

上記の（1）イ. ロード（二つ星）の認定基準を充たしつつ、滞在施設面等でマイナス要因がないこと。

### 4. 認定

#### (1) ロードの認定

審査委員会は、総合的審査により「ロード（一つ星）」、「ロード（二つ星）」のいずれかの認定に該当する申請団体に対して認定証書を付与する（以下、「ロードの認定」という。）ものとする。

#### (2) 基地の認定

- ① 審査委員会は、総合的審査により、「基地（一つ星）」の認定に該当する申請団体について、ステアリングコミッティに対し認定の推薦をする（以下、「基地の認定の推薦」という。）ものとする。
- ② ステアリングコミッティは、審査委員会から推薦された基地申請団体について、その可否を審査し、認定基準を満たす場合、当該申請団体に対して基地として認定証書を付与する（以下、「基地の認定」という。）ものとする。

### (3) 再審査手続

上記3の総合的審査で、基地の認定及びロードの認定を得られなかった申請団体、又はロード認定団体で新たに基地認定を申請する団体については、再申請し、以下の手順の再審査を受けることができる。

#### ア. 総合的審査で、基地の認定及びロードの認定を得られなかった申請団体の場合

- 1) 「生理・心理実験の審査」が認定基準を充たしていない場合には再度、認定基準を充たしていない実験を行う。
- 2) 「自然・社会条件等の審査」が認定基準を充たしていない場合には審査委員会は、以下の手順の追加的な措置を講じる。
  - ① 審査委員会は、改善が必要な項目を申請団体に提示するとともに、改善が期待される事項について助言を行う。
  - ② 申請団体は、提示された改善項目を改善した時は、適宜、審査委員会に申請し、再審査を受けることができる。
  - ③ 審査委員会は、再審査の結果、提示した改善項目が改善され、認定基準を充たしている場合は、ロードの認定コースとして決定し、又は基地の認定をステアリングコミッティに推薦することができる。
  - ④ ステアリングコミッティは、審査委員会から基地の認定を推薦された申請団体について、その可否を審査し、基地の認定をすることができる。

#### イ. ロード認定団体で新たに基地認定を申請する団体の場合

ロード認定団体で新たに基地認定を申請する団体については、上記 アの2) を準用する。

### 5. 認定の更新、取消について

- 1) 認定された基地及びロードの認定有効期間は4年間とする。また、認定の更新の際には審査委員会（基地の認定については、ステアリングコミッティ）が現地調査のうえ、3の認定基準に基づいて総合的審査を行い、更新、取消の手続きを行う。
- 2) 審査委員会（基地の認定については、ステアリングコミッティ）は、3の認定基準を充たしていないと判断した場合、もしくは、森林セラピー基地及びロードの信頼性を損なう活動がなされたと判断した場合、当該認定を取り消すことができる。

### 6. ロード3つ星等の認定について

「ロード3つ星」、「基地2つ星」、「基地3つ星」の審査基準は、別途定める。